

35201

山口県

周防大島町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員 (人以上)			
町内全域 ①製造の事業、旅館業、農林水産物等販売業、 情報サービス業等 ②対象資産の取得価格 ○製造業、旅館業 <資本金> <取得価額> 5,000 万円以下 500 万円以上 5,000 万円超～1億円以下 1,000 万円以上 1億円超 2,000 万円以上 ○農林水産物等販売業、情報サービス業等 <取得価額> 500 万円以上 ※既存設備の取替・更新のための新增設は、生産能 力などが概ね 30%以上増加するもの	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年間
地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する 地方活力向上地域内において、令和 6 年 3 月 31 日ま での間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事 業者で、認定を受けた日からその翌日以降3年を経過 するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場 合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価 償却資産で取得価額の合計が 3,800 万円(中小企業 1,900 万円)以上のもの	新規雇用5 (中小企業 1)	不均一課税 (地域再生法) 【移転型】 初年度 0.01/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度 0.01/100 2年度 0.467/100 3年度 0.933/100	固定資産税の 一定割合	3年間